

# データ駆動型教育実現のための ポリシー策定：法的・倫理的観点からの検討

---

上田 浩

法政大学 情報メディア教育研究センター

2026年1月10日



ポリシーの必要性：法的観点から

ポリシーの必要性：倫理的観点から

今後の展望

なぜポリシーが必要か納得できた

法的・倫理的視点以外の提案をしたい

ポリシーの策定にかかわりたい

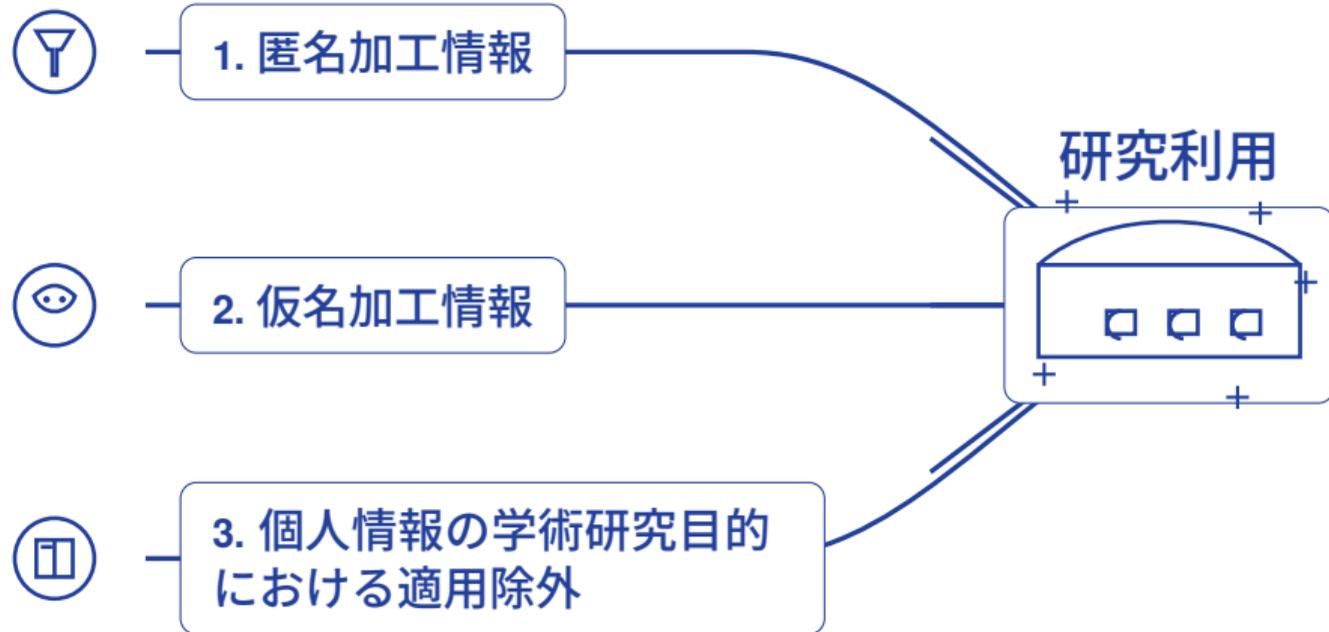
# アウトライン

ポリシーの必要性：法的観点から

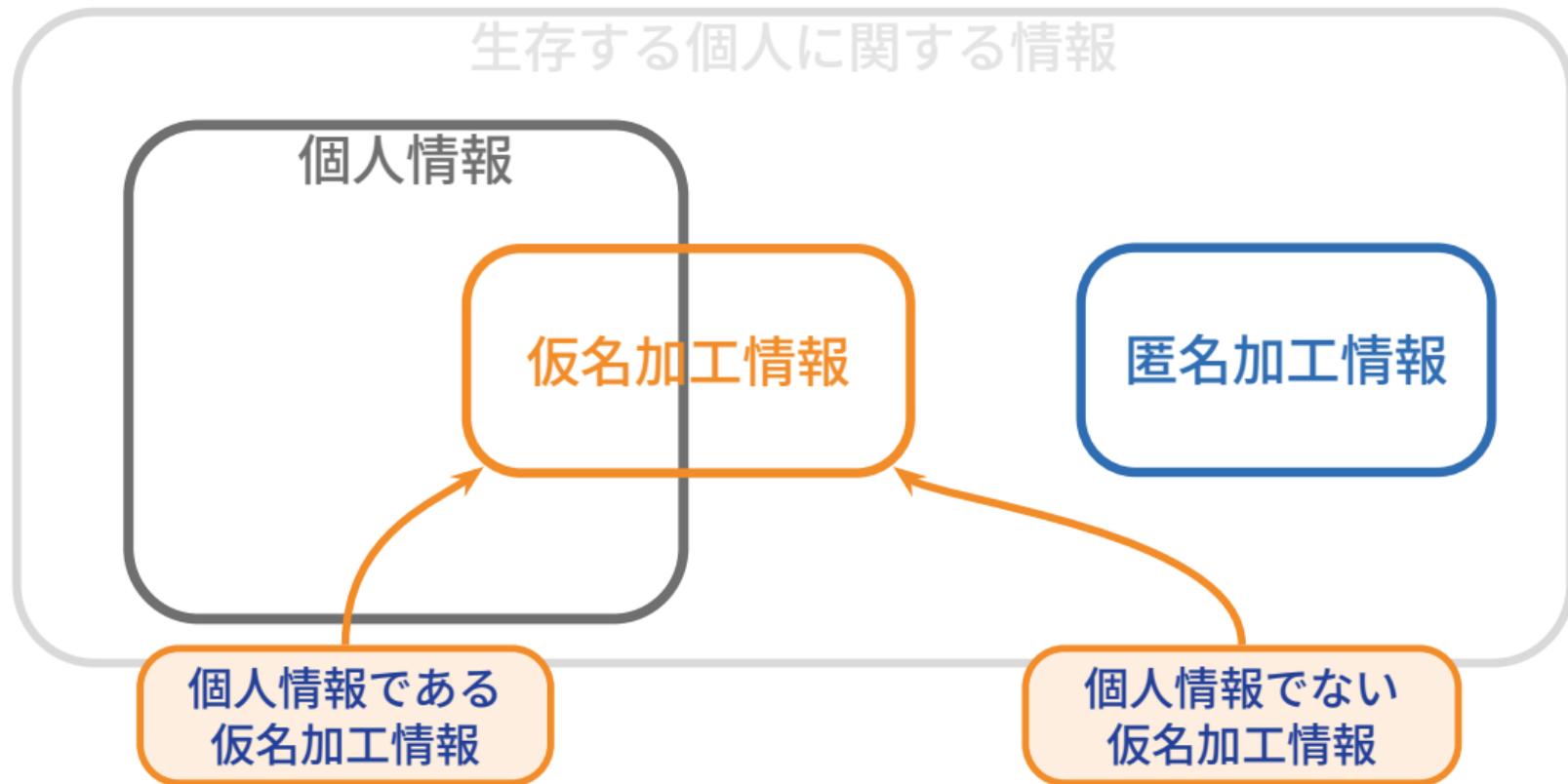
ポリシーの必要性：倫理的観点から

今後の展望

# 教育データを研究利用するための検討



# いわゆる「匿名化」とは？



# 匿名加工情報

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの

- 利用目的による制限はない
- 作成した場合の公表義務 (NEC, 佐賀大学)

氏名	Test ID	点数	学科	成績
佐藤 華恵	2	8	情報	A
鈴木 太一	1	9	電気	C
石黒 秀美	3	5	機械	A
田中 和也	1	6	化学	B
佐藤 華恵	1	2	情報	A

匿名加工



復元

氏名	Test ID	点数	学科	成績
-	2	8	-	A
-	1	9	-	C
-	3	5	-	A
-	1	6	-	B
-	1	2	-	A

# 仮名加工情報

個人情報を単体では個人を識別できないように個人識別符号などを削除・加工して作成したもの

- 個人を識別することが禁止されている (法第 41 条 7 項)
- 第三者提供できない (法第 42 条)
- 事後的な利用目的の変更が可能 (法第 41 条 9 項)

氏名	Test ID	点数	学科	成績
佐藤 華恵	2	8	情報	A
鈴木 太一	1	9	電気	C
石黒 秀美	3	5	機械	A
田中 和也	1	6	化学	B
佐藤 華恵	1	2	情報	A

仮名加工



復元?



氏名	Test ID	点数	学科	成績
ID1	2	8	-	A
ID2	1	9	-	C
ID3	3	5	-	A
ID4	1	6	-	B
ID1	1	2	-	A

# 学術研究と個人情報保護：第三者提供の規律による

当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき\*（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には本人の同意は不要（法第27条5項）。

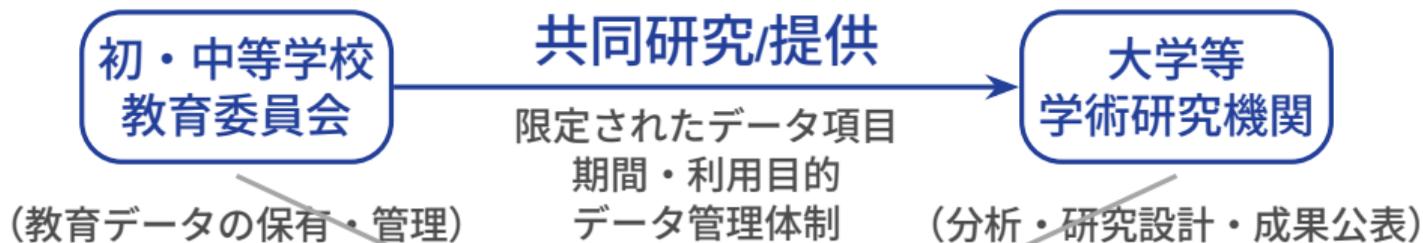
- 特定の学習者エビデンスを論文に掲載したい：本人の権利利益の保護のためポリシーが必要
- 仮名加工情報を掲載したい：第三者提供できないもののため、個人情報に準ずる扱いが必要と考えられる

---

\*個人情報保護委員会資料では「顔面の皮膚病に関する医学論文において、症例に言及する場合であって、写真全体にモザイク処理を施す等の対応をすることにより当該論文による研究成果の公表の目的が達せられなくなるとき」という事例他が紹介されている

# 初・中等学校と学術研究機関の共同研究

現状：初・中等学校／教育委員会が自ら教育データを用いた研究を実施するのは難しい



「学術研究目的で取り扱う必要があるとき (法第 27 条 6 項)」のポリシー<sup>†</sup>

<sup>†</sup> 個人情報保護法では「自主規範」と記載されている

# ポリシーの法的要否まとめ

	法律上の位置付け	規律	ポリシー要否	実装
匿名加工情報	第2条6項(個人情報ではない)	目的外利用可、公表義務、安全管理措置、識別行為禁止	努力義務(法43条6項、46条)	ポリシーにセクション追加
仮名加工情報	第2条5項(削除情報が同一組織内にある場合は個人情報)	第三者提供原則禁止、安全管理措置、識別行為禁止、利用目的の事後変更可	明示規定なし	個人情報に準じ整理
個人情報	第2条1項	学術研究目的の場合、目的外利用・要配慮個人情報取得・第三者提供の制限が適用除外	努力義務(法59条)	研究倫理指針を踏まえたポリシーを整備

# アウトライン

ポリシーの必要性：法的観点から

ポリシーの必要性：倫理的観点から

今後の展望

# 倫理的観点：法でカバーできない領域, ELSI

(科学技術を社会実装する際の) 倫理的・法的・社会的課題

- 1990年米国でゲノム解析プロジェクト時が初出
- 第5期科学技術基本計画<sup>†</sup>で言及
  - 倫理的・法制度的・社会的取組
- (生の) 教育関連データは取り扱い注意
  - 児童生徒の属性
  - 成績・行動記録(出欠など)・保健データ
  - LEAFなどのログ
  - 学習時の生体データ

---

<sup>†</sup><https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

# ELSIとして3つ取り上げる

## ELSI

### 法的枠組み

個人情報保護法等

(1) 児童生徒の同意取得

年齢基準・本人同意との関係、インフォームドコンセント

(2) プライバシー

目的外の推測・プロファイリング抑制

(3) 海外を含むデータ移転（越境・再委託）

受領者・再委託先の透明性、リスクと統制

ポリシーに反映

# 同意取得：教育データ利用の同意主体は誰？

## 児童生徒から同意を取ってデータを収集

- 同意は(何歳から)有効ですか？
  - 判断能力が発展途上
  - 学校・教師と児童生徒の関係が非対等(アジアでは特に)
  - LEAF 導入校「先生が児童生徒をよく見てくれる」好意的反応
  - 保護者の意思をどのように尊重する？<sup>a</sup>



<sup>a</sup>文部科学省の教育データの利活用に係る留意事項によれば「保護者の同意も合わせて取得することはより丁寧な対応」と記載されている

# プライバシー保護：その組み合わせ大丈夫ですか？

校務系、生体データを学習の評価と紐付け…

- 遅刻が多い児童生徒は成績が〇〇であるとプロファイリング
- 汗をかいている児童生徒は集中度が〇〇であると評価
- 研究の自由と実証実験：緊張関係

データと利用目的は relevant でなければならない

(個人情報保護法の目的は個人の権利利益の保護であってプライバシーや個人情報の保護が目的ではない)

§たとえば高木浩光先生は 2025 年 1 月 21 日のデジタル行財政改革会議データ利活用制度・システム検討会で「貸金業者が顧客の与信評価のために顧客の好む音楽ジャンルを音楽プレイヤーの再生履歴から推定し利用限度額を決める」という relevant ではない具体例を挙げている

# 海外を含むデータ移転：データはどこにありますか？

## 分析を委託した業者の扱いが不適切<sup>a</sup>

- 監督責任は委託元にある
- クラウドストレージの実体が一スクある国外
- Data Colonialism の危惧

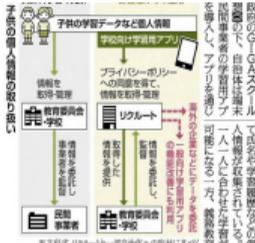
<sup>a</sup> 読売新聞：学習端末 子供データ 不適切管理 一部自治体企業が直接取得、読売新聞社、朝刊、p.1, 2024年7月14日掲載

## 子供データ 不適切管理

### 一部自治体 企業が直接取得

### 学習端末

### 又科省、全国調査へ



又科省、リサーチと一部自治体への委託に基づき、子供の学習データなど個人情報や保護者情報などを一括して収集し、分析している。自治体は、子供の個人情報や保護者情報などを一括して収集し、分析している。自治体は、子供の個人情報や保護者情報などを一括して収集し、分析している。



2023年度調査 2023年度末に打ち出され、全小中学生約100万人のほぼ全てにパソコンやタブレットなどの端末が配備された。端末は、授業や宿題、学校側との連絡などに使われている。

子供の氏名、生年月日、男女、住所など個人情報を取得し、分析している。自治体は、子供の個人情報や保護者情報などを一括して収集し、分析している。自治体は、子供の個人情報や保護者情報などを一括して収集し、分析している。

で保管している。これは、個人情報の管理に必要とされている。自治体は、子供の個人情報や保護者情報などを一括して収集し、分析している。自治体は、子供の個人情報や保護者情報などを一括して収集し、分析している。

# アウトライン

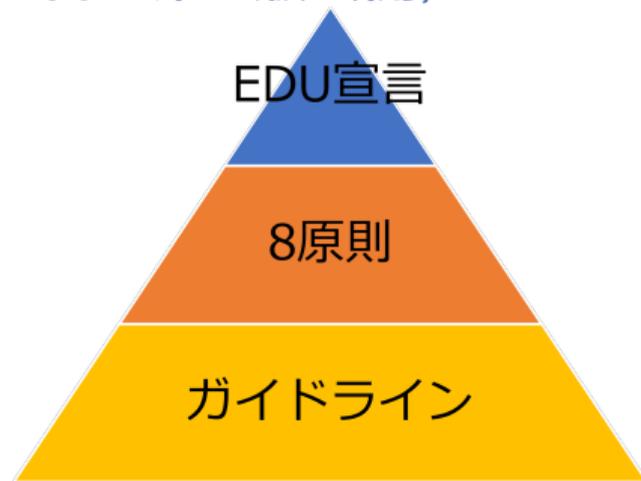
ポリシーの必要性：法的観点から

ポリシーの必要性：倫理的観点から

今後の展望

# AXIES<sup>®</sup>「教育・学習データの利活用ポリシー」ひな型更新

2020年10月12日公開, 2023年1月26日に第2版公開, …



<https://axies.jp/report/publications/formulation/>

## 本取り組みへのご尽力

- 秋山 凜太郎さん (本学大学院博士課程, 情報メディア教育研究センター RA)
- 高見 享佑先生 (大阪教育大学)
- 大久保 文哉先生 (九州大学)

菊池浩明先生 (明治大学) には折に触れてアドバイスをいただきました

なぜポリシーが必要か納得できた

法的・倫理的視点以外の提案をしたい

ポリシーの策定にかかわりたい

ポリシーの必要性：法的観点から

ポリシーの必要性：倫理的観点から

今後の展望